

横浜市立都田小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 28 日策定（令和 5 年 4 月 1 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して判断するものとする。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

- いじめは、どの集団、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童が「いじめは許されない、いじめは許さない」ことを自覚し、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

管理職、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭に加え、学年主任や学級担任、教科担任等の複数の教職員によって構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

（2）委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し毎月 1 回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）委員会の活動内容

○未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境・学校風土づくり。

学校いじめ防止対策委員会の存在、活動等、児童、保護者、地域へ情報を発信。

○早期発見・事案対処

いじめの疑いに関する情報や、児童の行動などに係る情報の収集と記録、共有。

アンケート、聞き取り等実施し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断。

対応の方針を決定、保護者との連携について組織的に実施。

○取組の検証

学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画の作成・実行・検証・修正。

校内研修の企画・計画的な実施。

これらが適切に機能しているか点検、学校いじめ防止基本方針の見直し。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明する。
- 子どもが主体となり、いじめのない子ども社会を形成する意識を育むため、学校生活全般を通していじめの種を見逃さない支援・指導を行う。
- 個別の面談や、Y-Pアセスメント、定期的なアンケート、状況により随時アンケート等を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

(2) いじめの早期発見

- いじめに係る相談ができる体制を整え、相談のきっかけづくりを積極的に行う。夏休み明けには、担任と児童で二者面談（教育相談）を行う。
- いじめ110番電話相談、教育相談、スクールカウンセラーへの相談等へ窓口を紹介する。
- 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- 民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応を徹底する。
- 正確な実態把握に努めるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者の支援並びに、いじめを行った児童生徒・保護者への指導、支援を慎重に進めていく。
- 状況により、警察等の関係機関や専門機関との連携も図る。

(4) いじめの解消

- 少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。
 - ①いじめの行為が少なくとも3ヵ月（目安）止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・被害児童や保護者との面談等を行い、心身の苦痛を感じていないかを確認する。
 - ・校内のいじめ防止対策委員会で情報共有、今後の見守り体制の確認をする。

(5) 教職員等への研修

- いじめのとらえについて全職員で研修を行う。
- 児童の心理や行動の背景にある子ども同士の人間関係を把握することができる能力を高めるための研修や事例検討などを定期的に実施していく。
- 児童指導に係る研修を年間通して行い、その中で専任教諭夏季研修に基づいた研修も取り入れて行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

- 学校が抱える課題を共有し、地域、保護者、有識者から広く意見を集め最善の解決ができる仕組みづくりを推進していく。

(7) 取組の年間計画

月	活動内容	年間を通して行うこと
4月	・全職員で「学校のきまり」「スタンダード」の読み合わせ・確認	・中学校と児童生徒指導部会にて情報交換
5月	・「学校いじめ防止基本方針」について保護者に周知(学校教育説明会) ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 ・地域訪問・教育相談の実施	・学家地連(年2回) ・カウンセラーとの情報交換
6月	・「Y-P アセスメント」の実施① ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施①	・児童相談所、区子ども家庭支援課、警察との情報交換
7月	・個人面談(希望制)	・児童指導研修(年5回)
8月	・児童・担任との二者面談(教育相談) ・横浜子ども会議	・交流委員会(年3回)
9・ 10月	・児童・担任・保護者との三者面談 ・前期の振り返り ・「Y-P アセスメント」の実施② ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施②	・校内委員会(随時) ・いじめ防止対策委員会(毎月・随時)
11・ 12月	・生活に関するアンケートの実施・集約 ・人権週間での全校一斉の取り組み ・いじめアンケートの実施・集約 ・「いじめ防止」のための取組・全校への呼びかけ	・いじめアンケート(必要に応じて) ・学校運営協議会(年4回)
1・ 2月	・今年度の振り返り	
3月	・児童・担任・保護者との三者面談 ・引継ぎ資料準備(各担任) ・いじめ防止基本方針の見直し	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

第28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。